

株式会社タカヅキ

女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全社員が活躍でき、仕事と家庭の両立ができる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2022年7月1日～2024年6月30日

2. 目標と取組内容・実施時期

<次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法共通の目標>

目標1

再雇用者、中途採用者を管理職へ1名以上登用する。(雇用形態の転換も可)

<実施時期・取組内容>

- 2022年7月～ 再雇用者、中途採用者が労働しやすい環境の整備。(仕事内容等)
- 2022年12月～ 管理職育成研修会の設置。
- 2023年7月～ 対象者となる男女職員に対して管理職育成研修会の実施。

目標2

社員が子供の養育のための休業、又は、育児をしていない社員でも休暇が取りやすい環境の整備。(年次有給休暇の取得を1人当たり5日以上とする。)

<実施時期・取組内容>

- 2022年7月～ 社員の年次有給休暇に関する制度や取得事例について周知する。
- 2022年8月～ 休暇を取りやすくするための環境の整備。(仕事内容等)
- 2022年8月～ 有給休暇が取得しやすいように職場の方から積極的に働きかけていく。
- 2023年7月～ 年次有給休暇の取得日数を1人当たり5日以上とするため、長期休暇も設定がしやすい日を選定し、有給休暇取得促進日として策定する。